

羽曳野市暴力団排除条例

暴力団の無い、市民が安全で安心して暮らせるまちをめざすために平成24年8月1日に施行されました。

条例の主な内容

○公共工事等の契約からの暴力団排除

「暴力団員又は暴力団密接関係者」が公共工事等の契約の相手方となることを排除します。

○市の事務及び事業からの暴力団排除

市の事務又は事業の内容により、「暴力団員又は暴力団密接関係者」や「暴力団を利用するものであること」が判明した場合は、許可や承認などを与えないこととします。また、許可や承認などを受けたあとでも、前記事項が判明した場合は、取消しなどの措置を講じます。

○青少年に対する指導等のための措置

市は、青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導又は啓発が、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うこととしています。

青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

○何人も、公共工事等において、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならないこととしています。

○公共工事等の契約相手方及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告しなければなりません。正当な理由がなく報告をしなかった場合は、指導・勧告の対象となり、勧告に従わなかった場合はその旨公表されます。